

2011年8月3日

日本 GAP 協会 農業生産者会員
および JGAP 認証農場 各位

特定非営利活動法人日本 GAP 協会
専務理事 武田泰明

放射能問題・風評被害対策 アドバイスペーパー (第五報)

放射能の暫定規制値違反が原発から 300km を超える地点でも発生し、多くの農業者が被害者となり、また消費者の不安を大きくしています。

日本 GAP 協会では、農業者の立場でどのような知識が必要で、農業者としてどのようなアクションの選択肢があり得るか、情報提供しております。

第一報から第四報もあわせ、必要に応じて参考にして頂ければ幸いです。

記

注：8月2日12時の時点で得られた情報に基づいております。追加情報が発表された場合は、下記の枠組みを参考に、臨機応変にご対応ください。

■高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について

このたびの原発事故により、高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥が問題となっております。このような堆肥を施用した場合、放射性セシウム濃度が堆肥により大きく異なり、同一地域内に放射性セシウム濃度の大きく異なる圃場が存在することになり、地域ごとの野菜等の出荷制限や作付け制限の前提が崩れることにもなりかねません。

現在、農林水産省では、農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生法上問題のない農産物の生産を確保するため、堆肥中の放射性セシウムの基準の作成を急いでいます。この基準が設定されれば、基準に適合したものに関しては生産・流通・利用が可能となります。

この基準が設定されるまでの間、17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）で発生した堆肥原料及びこれらを原料とする堆肥については、農地土壌への施用・生産・流通を自粛することを農林水産省は求めています。

今後、堆肥を利用する場合は上記に関しまして、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。この内容は2011年7月25日付で、各地方農政局宛に出された通達の内容を抜粋したのとなっておりますので、詳細は農林水産省ウェブサイトの該当ページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syouhi/110725.html>

また、8月1日付の通達で、放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値 400Bq（ベクレル）/kg（製品重量）が設定されました。こちらにつきましても詳細は農林水産省ウェブサイトの該当ページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html>

■茶について 古葉および土壤中の放射性セシウムの新芽への移行について

農水省の調査によれば、古葉に付着した放射性セシウムは葉面から吸収され、新芽に移動したものと推定されている。理由としては、下記の通り。

- (1) 古葉に含まれる放射性セシウムは、生葉（新芽）とほぼ同程度（乾物重量比ベース）。
- (2) 土壤中の放射性セシウム濃度は、畝間で概ね 260Bq（ベクレル）/kg 以下、株元で概ね 40Bq/kg 以下と低く、土壌からの吸収は、あまり考えられない。
- (3) 調査茶園における茶の新芽は 4 月 10 日前後であり、大量の放射性物質が放出された時点では、茶の新芽は出ていない。
- (4) 文献によれば、セシウムは、植物の葉面から吸収され、植物体内を移動。また、お茶は、セシウムと類似するカリウムをよく吸収。
- (5) 以上のことから、今回、生葉（新芽）で検出された放射性セシウムは、土壌中から吸収されたものではなく、古葉に付着したものが葉面から吸収され、新芽に移動したものと推定。
- (6) 茶園は地面の約 85%が茶樹で覆われており、放射性セシウムの多くが茶樹の古葉、古葉層に降下したと推定されている。生葉の放射性セシウムの暫定規制値を上回った茶園では、古葉と古葉層の枝で新葉（一番茶）のほぼ 2 倍の濃度のセシウムが検出されている。畝間における、深さ 23cm までの土壌の放射性セシウム濃度は 80Bq/kg で、株下の土壌はさらに低い濃度であった。
- (7) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所での調査結果では、茶樹における放射性セシウム含有量は、葉が展開している部分の含有が比較的多く、逆に根の部分の量はきわめて少ないことが明らかになっている。調査結果の中身としては、次の通り。

[1] 部位別の放射性セシウム濃度は、主に葉層で構成される「深刈りより上部」が最も高く、部位が下がるに従って低くなり、主に根で構成される「台切りより下部」が最も低い。

[2] 放射性セシウム濃度に生重量を乗じて算出される放射性セシウム量は、「深刈りより上部」と「深刈りと中切りの間」が高く、それぞれ茶樹の 4 割程度を占めている。

[3] 一方、「台切りより下部」における放射性セシウム量は、茶樹全体の 3%程度であり、きわめて低い水準。

(8) 以上から、二番茶の刈り取り後に深刈りを行うことにより、4 割の放射性セシウムを除去することが可能となり、茶樹における放射性セシウムの低減に効果があることが明らかになっている。但し、中切り、台切りについては、除染の効果はさらに高くなるが、二番茶の刈り取り後に行うと、樹体が衰弱し、葉層の再生ができなくなるおそれがある。

なお、野生の茶樹における土壌からの Cs-137（放射性セシウムの一種）移行係数は平均値 0.02（22 検体の移行係数の測定値は 0.002 から 0.11）である。

以上農林水産省、神奈川県農林水産情報センターの各ウェブサイトから抜粋した。

* 元情報： <http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/tokusan/110602.html> /

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所 4 階

TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/tokusan/110704.html> /
<http://www.agri-kanagawa.jp/nosoken/kikaku/2011/tya-siryou.pdf>

■キノコについて 原木等の放射性セシウムの可食部への移行について

(1) 他の農産物と比較し、キノコは Cs-137 を吸収しやすい可能性があるとの報告が数多く出ている。また、野生種のキノコ中の Cs-137 濃度は人工栽培されたキノコより高い濃度にあることが知られている。例えば、人工栽培の Cs-137 濃度の中央値 13Bq/kg に対し、野生種のキノコは 53Bq/kg という調査結果がある。

(2) キノコには枯死木や死骸などを分解して栄養源とする腐生性キノコと生きた植物を栄養源とする菌根性キノコがある。腐生性キノコにはしいたけ、なめこ、ヒラタケなどがあり、菌根性キノコには松茸、トリュフなどがある。腐生性キノコより菌根性キノコの方が、Cs-137 濃度が高い傾向がある。

(3) 乾燥キノコの移行係数は 15 や 9.3 (乾燥基質 1kg あたりの放射能濃度 [Bq/kg] に対する乾燥キノコ 1kg 当たりの放射能濃度 [Bq/kg]) という研究結果がある。移行係数が 1 を超えているということはすなわちキノコの生育および乾燥工程を経て放射性物質を濃縮しているということである。

キノコは他の農産物と比較してストロンチウムやカルシウム濃度が低くセシウム濃度が高い傾向にあり、セシウムを吸収しやすい性質を持っている。

(4) このような状況から、キノコの放射性物質の管理は、原木または菌床の管理によって行う他に無いと考えられる。原木または菌床の調達先のチェック、放射性物質の検査などが必要である。原木または菌床の管理が不十分な場合、最終的な出荷物の放射能検査を定期的に行うことが望ましい。

(5) ヒラタケ菌糸による Cs-137 の取り込みは、安定元素の Cs、K、ルビジウム濃度の増加により減少し、互いに拮抗的な取り込みにある、という研究結果がある。つまり、基質中のカリウムの濃度が高ければ放射性セシウムのキノコへの取り込みが少なくなる、ということである。

以上、日本土壤肥料学会、放射線医学総合研究所から抜粋した。

*元情報：<http://jssspn.jp/> / <http://www.nirs.go.jp/>

■食品の放射能を検査する機関（全て日本 GAP 協会の会員企業）について

検査に時間が掛かるため検査の混み具合によって分析日数は変動します。分析検体の採取の仕方や分析費用、送付方法など検査機関によって異なりますので、詳細は検査機関に直接お問い合わせください。

・日立協和エンジニアリング株式会社
分析項目：ヨウ素 131、セシウム 134、137、他（要相談）
分析対象：農産物、水、土壌、他（要相談）
分析日数：サンプル着から通常 3～5 営業日 / 電話：0294-55-7048 担当：桜井様

・株式会社つくば分析センター
分析項目：ヨウ素 131、セシウム 134、137
分析対象：農産物、水、土壌

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本 GAP 協会 -----
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所 4 階
TEL: 03-5215-1112 / FAX: 03-5215-1113

分析日数：サンプル着から通常 3 営業日 / 電話：029-858-3100 担当：土橋（つちはし）様

・財団法人新日本検定協会

分析項目：ヨウ素 131、セシウム 134、137

分析対象：農産物、水、土壌

分析日数：サンプル着から通常 4 営業日 / 電話：045-473-5982 連絡先：SK 横浜分析センター

・株式会社日本環境科学

分析項目：ヨウ素 131、セシウム 134、137

分析対象：農産物、水、土壌

分析日数：サンプル着から通常 3 営業日 / 電話：023-644-6900 担当：鈴木様

・株式会社住化分析センター

分析項目：ヨウ素 131、セシウム 134、137

分析対象：農産物、水、土壌

分析日数：サンプル着から通常 5 営業日 / 電話：03-5689-1213 担当：河村、望月様

・財団法人山口県予防保健協会

分析項目：ヨウ素 131、セシウム 134、137

分析対象：農産物、水、土壌

分析日数：サンプル着から通常 7 営業日 / 電話：083-933-0018 担当：岸本、竹本様

■輸出向け農産物の放射能検査補助金制度について

経済産業省が「貿易円滑化事業」として、輸出品の放射能検査の費用補助を行います。輸出農産物の放射能検査を検討している方はこの補助金制度をご活用ください。上記の新日本検定協会が本事業の補助事業者にて採択されています。ご興味ある方は新日本検定協会（電話：045-473-5982）までお問い合わせください。

<貿易円滑化事業費補助金制度>

実施期間：平成 23 年 6 月 20 日（月）より 90 日間 期間内でも予算が無くなり次第終了

補助の対象：日本より海外へ輸出される輸出品に対する放射能検査

補助率：輸出者の企業区分が中小企業の場合、検査料金の 9 割を補助、中小企業以外は 5 割を補助

申込み方法、必要書類など詳細については、下記ホームページをご覧ください。

経済産業省：<http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/index.html>

新日本検定協会：<http://www.shinken.or.jp/news/20110603.html>

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所 4 階

TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

■出荷制限や風評被害に関する賠償の請求方法について

以下は、原子力損害賠償紛争審査会の第一次および第二次指針で発表された内容です。第三次指針が出た場合、追加される可能性があります。

(1) 賠償の対象（営業損害と認定）となるもの

<ケース 1> 出荷制限・作付け制限を受けた場合（その品目、その地域、その期間について）

賠償の対象（営業損害と認定）となる可能性が高いので補償の請求を検討しましょう。

出荷制限指示対象品目の出荷又は操業の断念を余儀なくされ、これによって生じた減収入
--

出荷制限のために生じた合理的な商品の廃棄費用

就労不能等に伴う損害

出荷制限対象品目の作付け断念による①減収・②就労不能

出荷制限指示の解除後の①減収分・②就労不能

政府の作付け制限指示による①減収分・②就労不能

風評被害による①営業損害、②就労不能、③検査費用（物） *4月分まで

*風評被害とは、放射性物質による汚染の危険を回避するための市場拒絶反応として合理的と考えられる場合を指す。賠償対象は食用農産物に限られる。

*出荷制限の一覧

厚生労働省：原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する指示の実績

http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/mhlw2.html

<ケース 2> 出荷制限を受けていない場合／上記の（ケース 1）以外／いわゆる風評被害について

賠償の対象（営業損害と認定）となる可能性が高いので賠償の請求を検討しましょう。

風評被害による①営業損害、②就労不能、③検査費用（物） *4月分まで

(2) 賠償の請求方法について

(ケース 1) 既に結成されている賠償請求のための団体（地域ごと）に参加して行う方法

下記の窓口連絡をし、参加することになります。

	名称	連絡先
福島県	農畜産物損害賠償対策県協議会	JA グループ
	福島県農林水産部農林企画課	電話:024-521-8027
茨城県	東京電力原発事故 農畜産物損害賠償対策県協議会	JA グループ 各市町村の農林課・振興課 どちらかに連絡ください
栃木県	東京電力原発事故 農畜産物損害賠償対策県協議会	JA グループに連絡ください
	本庁農政課農政戦略推進室内に 「原子力農業損害対策チーム」	各農業振興事務所に相談窓口あり
群馬県	農畜産物損害賠償対策群馬県協議会	JA グループに連絡ください
千葉県	JA グループ東京電力福島原発事故 農畜産物損害賠償対策県協議会	JA グループに連絡ください
	<野菜・果樹> 千葉県 生産販売振興課 園芸振興室	電話:043-223-2871
	<お茶・米> 千葉県 生産販売振興課 農産振興室	電話:043-223-2887

(ケース 2) 個人で賠償の請求を行う方法

東京電力の窓口申請することになります。所定の申請書を使います。

<東京電力 窓口>

対象	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、埼玉県の農業者のみ
電話	0120-926-404
受付時間	9時00分～21時00分
申請書	東京電力のホームページ：TEPCO 東京電力からのお知らせ (http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/hosyou/index-j.html) から入手することができます。 検索エンジンでのキーワードは、「東京電力 補償」になります。

■専務理事 武田泰明より皆様へメッセージ

今回の放射能の問題は、生産者と消費者の両方が被害者です。被害者同士が疑心暗鬼に陥るようなことが無いようにしたいものです。

農業者は消費者の健康を想い、消費者は農業者の苦労を想う。その基本精神を忘れないように取り組んでいくべきだと思います。

以上